

環境影響評価制度小委員会の設置について

1. 設置の趣旨・目的

平成 23 年に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号、以下「改正法」という。）による改正後の環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号、以下「法」という。）については、改正前の法に基づく手続に加え、平成 25 年 4 月より配慮書手続や報告書手続が新たに導入されたところである。

改正法附則第 10 条では、「政府は、この法律の施行後 10 年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、法改正審議において「環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。」との附帯決議（衆及び参・環境委員会）がなされている。

また、戦略的環境アセスメントについては、法改正審議において「改正法の実施例を検証した上で、（中略）より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。」との附帯決議（衆・環境委員会）がなされているほか、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画においても、「事業の計画や政策立案段階における戦略的環境アセスメントの検討（中略）を進める。」とされている。

さらに、東日本大震災及び原子力発電所事故を契機として、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づく特定環境影響評価が導入されたほか、環境法体系において放射性物質の適用除外規定の削除に係る動きもあるなど、周辺施策の動向に対応した環境影響評価制度が必要となっている。

このような背景から、「中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）」第 8 条に基づき、総合政策部会の下に環境影響評価制度小委員会を設け、法の施行状況について適切にフォローアップを重ねるとともに、今後の環境影響評価制度の在り方に関する審議を行う。

2. 主な論点

- ①環境影響評価制度の在り方の検討
- ②環境影響評価制度に関連する施策のフォローアップ 等

3. メンバー構成

委員については、部会長の指名により、学識経験者や専門家の方々をもって構成する。

4. その他

分野ごとの専門性を補完する観点から、審議を行う分野に応じて必要な総合政策部会委員又は臨時委員の追加的な出席を求めることができるものとする。

その他小委員会の運営に関し必要な事項は、「中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について（平成 13 年 4 月 23 日総合政策部会長決定）」に従うものとする。